

厚生常任委員会

令和8年2月13日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎濱 眞理子

坂口 徹

中川 議長

○奥村 容子

横田 敏文

溝部真紀子

宮崎 和彦

2. 理事者出席者

町 長

総務部長

住民生活部次長

同課長補佐

同課長補佐

国保医療課長

環境対策課長

住民課長

中西 和夫

西巻 昭男

北 典子

明石 将樹

富井 千晶

猪川 恭弘

東浦 寿也

峯川 敏明

副町長

住民生活部長

福祉課長

子育て支援課長

健康対策課長補佐

同課長補佐

同課長補佐

加藤 惠三

中原 潤

大塚 美季

佐谷 容子

徳田 貴世

大野 彰彦

土谷 純

3. 会議の書記

議会事務局長

福田 善行

同係長

吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 坂口委員、横田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、坂口委員、横田委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願ひします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めに、1. 継続審査を議題とします。

（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

おはようございます。

継続審査であります、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてでございますが、前回の委員会以降ご報告する事項はございません。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします

（ な し ）

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、審査すべき事項等はないことを確認して終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。

(1) 斑鳩町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について、理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

住民生活
部次長

健康対策課より、斑鳩町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について報告させていただきます。資料1をご覧ください。

この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、対策の基本的方針、平時の準備及び感染症発生時に選択肢となる対策等を定めたものです。

令和2年1月に日本で最初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されてから、令和5年5月に感染症法上の5類に移行するまでの間、国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなりました。

そこで、国は、新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定されました。それを受けて、令和7年6月に奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画も改定されました。

本町では、平成27年2月に策定した「斑鳩町新型インフルエンザ等対策行動計画」を、この度の政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、町行動計画においても抜本的に見直したところです。

町行動計画の概要につきましては、資料の表紙をめくっていただいた1ページの目次により説明させていただきます。

今回の計画は、総論と各論の2部構成で策定しており、総論では、「第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」として、第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等、第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目及び横断的視点、第3章 町行動計画の実行性を確保するための取組を記載しています。

次に、各論では、「第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」として、第1章 実施体制、第2章 情報提供・共有、リスクコ

コミュニケーション、第3章 まん延防止、第4章 ワクチン、第5章 保健、第6章 物資、第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保の7項目を記載しております。この7項目は、国の「市町村行動計画の手引き」で示されている項目となっております。

また、第4章のワクチンは今回の計画で追加となっている対策であり、本計画の中核となっております。町は、医師会等と連携し、会場設営、医療従事者の確保、接種対象者の推計、予約・記録システムの整備等を担ってまいります。

この計画（案）の作成にあたりましては、令和7年11月26日に健康づくり推進協議会を開催し各委員からご意見をいただいたこと、また、パブリックコメントを令和7年12月15日から1か月間実施し、取り纏めをしております。

最後に、国は感染症法の計画等の見直し状況や整合性等を踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画を見直し、必要に応じ改定する予定です。

それに伴い、県行動計画の見直しが行われた場合、町は、これに合わせて町行動計画の見直しを行ってまいります。

以上、斑鳩町新型インフルエンザ等対策行動計画（案）についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

次に、(2)国民健康保険税の適正な税率等についてです。

この報告は、令和8年第1回定例会提出予定案件に関連する報告事項のため、本日の委員会では質疑の時間は設けませんので、本会議上程後に質問してください。

なお、追加説明の求めは理事者の報告後にお受けいたします。

それでは、(2)について理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療

おはようございます。

課長

それでは、(2) 国民健康保険税の適正な税率等について、ご報告申しあげます。資料2をご覧ください。

去る12月24日、及び2月6日に国民健康保険運営協議会を開催し、令和8年度以降の国民健康保険税のあり方について諮問しておりましたところ、答申をいただきましたので、その内容をご報告させていただきます。

答申の内容ですが、令和6年度から奈良県下の国民健康保険の保険税(料)の率が統一され、県単位化が始まっているなかで、令和8年度から子ども・子育て支援法の改正に伴い新たに創設される子ども・子育て支援納付金課税額については、奈良県が示している率等に基づいて設定することが妥当であると考え、というものでございました。

令和8年度の税率等改定であります。子ども・子育て支援納付金課税額について、課税限度額が3万円、所得割額が0.31%、被保険者均等割額を1,700円、18歳以上被保険者の被保険者均等割額を200円とするものであります。

これらの内容と、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改正を併せまして、国民健康保険税条例の改正案として3月の町議会定例会に上程してまいりたいと考えているところでございます。

以上、国民健康保険税の適正な税率等についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長

次に、(3) 総合事業(訪問型サービスD)による外出支援事業について、理事者の報告を求めます。大塚福祉課長。

福祉課長

おはようございます。

それでは、各課報告事項(3) 総合事業(訪問型サービスD)による外出支援事業について、ご報告いたします。資料3をご覧ください。

令和6年度に実施いたしました「高齢者の外出に関するアンケート」の結果などから、既存のサービスでは対応できない個人で外出が困難な高齢者に対し、社会生活の拡大と健康で楽しく生きがいのある生活を送っていただくため、介護予防・日常生活支援総合事業における通院や日常の買い物等の付き添い支援を行う住民主体及び介護事業者等による外出支援サービスを提供することで、外出支援の充実を図ります。

また、地域支援事業であることから、第10期介護保険事業計画策定のための介護保険運営協議会において審議を行い、令和9年度実施に向けて取り組んでまいります。

事業概要といたしましては、対象者は、外出が困難な高齢者の方、この方に総合事業におけるチェックリストを実施いたしまして、事業対象者及び要支援者である方としております。支援内容といたしましては、通院、買い物、通いの場等への送迎や付き添い支援となります。介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスDでのサービス提供を行います。サービスの担い手といたしましては、介護事業者や住民団体等を想定しております。

事業検討に係る経緯と今後のスケジュールについてであります。令和6年6月から令和7年3月にかけて「高齢者の外出に関するアンケート」の実施、またそちらの分析を行いました。令和7年4月から9月にかけて、生活支援体制整備事業協議体における外出支援ワーキングチーム会議準備・実施を行い、令和7年10月から令和8年3月にかけて、勉強会の実施、訪問型サービスDの調査研究、担い手へのヒアリングを行ってまいります。令和8年度では、第10期介護保険事業計画に反映するため、介護保険運営協議会において審議をしていただくとともに、事業者募集、担い手の育成、事業実施体制の構築などを行い、令和9年度から事業開始予定としております。

以上で、総合事業（訪問型サービスD）による外出支援事業についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
溝部委員。

溝部委員 すみません、ちょっと内容の意味を教えてくださいんですけども、1番、事業概要の事業対象者及び要支援者というところで、事業対象者というのは要支援者じゃなくてもこのチェックリストに含まれている方であれば、この事業の対象者になるという意味なんですか。

委員長 大塚福祉課長。

福祉課長 おっしゃっていただきましたとおりで、チェックリストでチェックをしまして、事業対象者であるという認定をされた方がこの事業の対象になります。

溝部委員 あともうひとつ、想定される担い手というのが、住民団体等という、この住民団体というのは、例えばどういうものなんですか。

福祉課長 先進事例等でありましたら、地域の方たちがご近所の方を外出支援をする、お車を、講習受けられて運転する、講習受けられて送迎をしておられたりとか、そういうような団体を立ち上げておられるようなところもありますし、そういった色々な、事業者のみならず色々な団体で事業が実施可能なものという形で想定しております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、各課報告事項の(4)から(16)までは、令和8年第1回定例会提出予定案件に関連する報告事項です。このため、本日の委員会では質疑の時間は設けませんので、本会議上程後に質問してください。

なお、追加説明については、それぞれ、理事者の報告後にお受けします。

それでは、(4)こども誰でも通園事業について、理事者の報告を求めます。佐谷子育て支援課長。

子育て支
援課長

それでは、各課報告事項（４）こども誰でも通園事業について報告させていただきます。資料４をご覧ください。

すべての子どもの育ちと子育て家庭を支援するため、国がすすめる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を斑鳩町において開始いたします。

（１）新規内容についてでございます。

保護者が就労していなくても、満３歳未満の未就園児が時間単位で保育所等に通うことができる「こども誰でも通園制度」を実施します。

①対象児は、６か月～満３歳未満の未就園児です。②利用時間は、子ども１人あたり１か月１０時間以内とする予定です。③実施施設および料金についてです。まず、町施設は、町立保育所のうち、町長が指定する施設としており、たつた保育園で実施予定です。利用料金は、国が標準価格として示しております１時間３００円とする予定です。

次に、民間の認可施設は、斑鳩町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例に定める基準等に適合しているとして町が認可を行う施設です。利用料金は、３００円を上限として実施施設が定める額とする予定です。

④事業区分及び実施方法は、表のように、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業があり、実施施設が認可申請時にきめることができます。

（２）活用財源は、乳児等のための支援給付補助率、国３／４、県１／８、町１／８であり、保育所入所と同様の公定価格による給付方式となります。

（３）事業開始日は、令和８年４月１日の予定です。

なお、３月町議会におきまして、こども誰でも通園制度の事業実施・利用料徴収等にかかる条例の議案の上程を予定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、（４）こども誰でも通園事業についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

中川議長。

議 長

保育園の部屋の平米数や、保育士の数によってこの制度が成り立つのか成り

立たないのか、説明できますか。

委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 まず保育室の面積についてでございます。今、資料の方に事業区分及び実施方法（１）の④の表でございますけれども、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業というものがございしますが、一般型通園支援事業につきましては、明らかにこの乳児、こども誰でも通園制度に専用の部屋というのが必要になりますので、今の施設でいっぱい埋まっている場合はちょっと実施できないということになります。一方下の段の余裕型乳児等通園支援事業につきましては、現在の面積におきまして定員に空きがある場合は、その空きを利用してこども誰でも通園事業を実施できることとなっております。

また、もう１点でございますけれども、議長からお尋ねのありました保育士の確保のことでございますけれども、こども誰でも通園制度では、受け入れる曜日、時間を事業所が設定することができます。このため面積要件等を満たしていれば、特定の曜日、時間だけ就労することのできる保育士を確保することで、受け入れすることが可能となっております。

委員長 ほかにございませんか。

（ な し ）

委員長 次に、（５）民間保育施設の保育定員拡大に係る施設改修の支援について、理事者の報告を求めます。 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 それでは、各課報告事項（５）民間保育施設の保育定員拡大に係る施設改修の支援について報告させていただきます。資料５をご覧ください。

保育施設の入所希望者が急増し、年齢によっては定員に達している状況であるため、民間保育施設の保育定員拡大にかかる施設改修を支援し、保育のニーズ量の充足をはかるものです。

(1) 新規内容としては、認定こども園法隆寺幼稚園が、2号認定児・3号認定児の受入人数を増やすため、施設改修を実施するにあたり、国の補助金を活用し、改修費用の一部を補助するものです。

①対象施設でございますが、認定こども園法隆寺幼稚園です。②改修内容は、幼児組用の空き保育室を、2歳児の保育室に転用するため、未満児の保育に適した設備の改修を行うものです。③事業費は、2,075万1千円、このうち、本体工事費が1,888万1千円、設計費が187万円の予定です。④町負担額は、負担率1/4で、516万4千円を予定しております。⑤定員についてですが、この改修により、表のとおり定員を変更される予定です。保育を必要とする2号認定児・3号認定児については、改修前81人から改修後は120人と39人増える予定となっております。

(2) 活用財源は、国の就学前教育・保育施設整備交付金であり、国1/2、町1/4、事業所1/4の負担率の予定です。

(3) 定員増の予定時期ですが、夏季に工事を実施される予定で、完了後、令和8年10月1日に定員変更を行い、入所児を受け入れられる予定です。

以上、(5)民間保育施設の保育定員拡大に係る施設改修の支援についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長

次に、(6)私立保育所等の運営支援の充実について、理事者の報告を求めます。佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長

それでは、各課報告事項(6)私立保育所等の運営支援の充実について報告させていただきます。資料6をご覧ください。

町内の民間保育施設の安定的な保育士雇用のため、民間保育施設の保育士に対する給与改善費補助金を増額し、民間保育所の運営を支援します。

さらに、民間保育所から保育環境改善等事業補助金(性被害防止対策事業)

につきまして、補助メニューを追加し、保育環境の充実をはかります。

(1) 充実内容についてです。①として、保育士給与改善費補助金の充実として、令和6年度から保育士1人あたり月10,000円を補助しておりますが、これを保育士1人あたり月20,000円に拡大し、町内の民間保育施設における常勤保育士の確保に向けた支援を行います。財源として、奈良県保育士等処遇改善事業補助金、補助割合2分の1を活用いたします。

②として、環境改善のための補助金の新設(令和8年度のみ)でございます。既存の民間保育所運営費補助金に加えて、性被害防止対策の保育環境改善等事業補助金を追加します。財源として、国の保育環境改善等事業補助金(補助割合2分の1)を活用いたします。

③として、障害児保育事業費補助金(一般財源分)を見直すことといたしまして、現行の補助基準額、131,250円ひと月あたりと加配保育士数をかけまして、雇用月数かけあわせておりましたが、新たに一般財源補助の上限、これは1,575,000円、これは年間で加配保育士1名分として設けまして、県補助金とあわせて民間保育施設における障害児保育を支援してまいります。財源として、県の障害児保育質向上事業費補助金を活用してまいります。

(2) 事業開始日は、令和8年4月1日の予定です

以上、(6) 私立保育所等の運営支援の充実についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長

次に、(7) マタニティ・子育てタクシー利用料金助成事業の充実について、理事者の報告を求めます。佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長

それでは、各課報告事項(7) マタニティ・子育てタクシー利用料金助成事業の充実について報告させていただきます。資料7をご覧ください。

妊婦および3歳未満の乳幼児の保護者を対象に、タクシー利用料金の一部を

助成するマタニティ・子育てタクシー利用料金助成事業について、奈良県のタクシー運賃の改定にあわせて助成ができるよう、当事業の助成額等を1メートルの運賃に準じて改定し、妊娠・子育て期の外出支援の充実をはかってまいります。

(1) 充実内容についてです。現行の助成額は700円ですが、充実後は、奈良県の普通車距離制基本料金に相当する額とします。なお、令和8年2月時点で750円となっております。

また現行の助成限度額は14,000円ですが、充実後は、利用上限を回数として、20回とします。基本料が750円の場合15,000円となります。

(2) 事業充実開始日は、令和8年4月1日を予定しております。

以上、(7) マタニティ・子育てタクシー利用料金助成事業の充実についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長

次に、(8) 総合保健福祉会館の充実(空調設備改修工事)について、理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

住民生活
部次長

それでは、総合保健福祉会館の充実(空調設備改修工事)について報告させていただきます。資料8をご覧ください。

総合保健福祉会館は、住民の健康増進及び福祉の向上を図ることを目的とした保健福祉活動の拠点施設であり、また、災害時には福祉避難所として重要な役割を担っております。

現在、使用しております空調設備は建設当時から設置されているもので、長年の使用により、経年劣化が進んでおります。そこで、会館をご利用いただく皆様に安心して快適にご利用いただけるよう、また、災害時に福祉避難所として開設した際にも、避難者の皆様に良好な生活環境を提供できるよう、空調設

備の全面的な改修を実施するものです。

(1) 新規・充実等内容についてです。既存の空調設備を、ウイルス抑制機能、抗菌機能等に効果がある空気清浄機能付き空調設備に、令和8年度から2か年で改修いたします。

(2) 活用財源は、緊急防災・減災事業債で充当率は100%です。

(3) 事業開始日は、令和8年4月1日の予定です。

(4) 事業スケジュールは、令和8年9月に工事請負契約締結を行い、10月から12月を準備期間とし、令和9年1月から5月と、10月から11月に工事を着工する予定としております。

以上、総合保健福祉会館の充実（空調設備改修工事）についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長

次に、(9)RSウイルス母子免疫ワクチン予防接種について、理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

住民生活
部次長

それでは、RSウイルス母子免疫ワクチン予防接種について報告させていただきます。資料9をご覧ください。

RSウイルス感染症は、特に生後6か月未満の新生児や乳児が感染した場合、肺炎などの下気道疾患を引き起こし、重症化しやすいという特徴があります。これまで有効な予防手段が限られていましたが、妊婦への予防接種により、母体で産生された抗体が、胎盤を通じて胎児に移行することで、出生後の新生児及び乳児をRSウイルス感染症から守ることが可能となりました。そこで、国は令和8年4月より、妊婦に対するRSウイルス母子免疫ワクチン予防接種を定期接種として位置づけることから、RSウイルス母子免疫ワクチン予防接種を実施いたします。

(1) 新規・充実等内容についてです。対象者は、妊娠28週から36週の

妊婦の方で、この時期に接種することで、出生時に新生児が十分な免疫を獲得できるとされています。接種回数は、妊娠ごとに1回の接種となります。

接種場所は、妊婦健康診査等の委託医療機関で接種を受けていただけます。

接種費用は、予防接種法に基づく定期接種として実施するため、全額公費負担となります。

(2) 活用財源は、一般財源を充当いたしますが、地方交付税措置の対象となっております。

(3) 事業開始日は、令和8年4月1日からの予定です。

(4) 事業スケジュールは、令和8年3月に、令和7年度に妊娠届出をされた妊婦の方のうち、対象となる方へ個別通知し、併せて予診票をお送りいたします。令和8年4月以降につきましては、妊娠届出時に周知を行い、予診票を交付いたします。

以上、RSウイルス母子免疫ワクチン予防接種についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長 次に、(10)2歳6か月児健康診査の充実について、理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

住民生活部次長 それでは、2歳6か月児健康診査の充実について報告させていただきます。資料10をご覧ください。

近年、私たちの生活環境は大きく変化し、住宅のバリアフリー化が進み、家電製品の高度化により家事が効率化され、スマートフォンやタブレット端末が広く普及するなど、生活の安全性や利便性は飛躍的に向上しました。しかしその一方で、こうした環境の変化が、乳幼児の心身の発達に影響を及ぼしているとの指摘もなされています。

本町が実施している幼児健康診査においても、近年、言葉の発達などについ

て経過観察が必要となる幼児の割合が年々増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、本町では2歳6か月児健康診査の体制を充実させ、発達支援をより専門的かつ効果的に実施することといたしました。

(1) 新規・充実等内容についてです。子どもの発達は個人差が大きく、また発達の遅れは早期に適切な支援を行うことで大きく改善される可能性があり、適切な支援を提供することが、子どもの成長に大きく影響します。そこで、これまでの2歳6か月児健康診査に加え、子どもの発達について専門性の高い作業療法士を新たに配置し、専門的支援の強化を図ってまいります。

(2) 活用財源は、一般財源を活用して実施いたします。

(3) 事業開始日は、令和8年4月1日からの予定です。

以上、2歳6か月児健康診査の充実についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長

次に、(11)アプリを用いた歩こう会の実施について、理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

住民生活
部次長

それでは、アプリを用いた歩こう会の実施について報告させていただきます。資料11をご覧ください。

第3期斑鳩町健康増進計画に基づき、健康寿命の延伸を目指して、誰もが気軽に取り組める健康づくりの手段として「歩こう会」を継続的に実施してまいりました。

しかしながら、参加者の多くが高齢者層に偏っており、若年層や働き盛り世代の参加が十分に得られておらず、また、この世代は、仕事や子育てなどで決まった日時に開催される従来型のイベントへの参加が難しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、デジタル技術を活用することで、時間や場所に制約されず、各自のライフスタイルに合わせて、健康づくりに取り組める環境を整備することが重要となってまいります。

本町の健康増進計画の基本方針である「誰もが健康になれる健康づくりがしやすいまちづくり」を実現するためには、多様な世代が主体的に参加できる仕組みづくりが不可欠です。このため、従来の紙媒体による歩こう会から、ウォーキングアプリを導入することで、幅広い世代の健康づくりを推進してまいります。

(1) 新規・充実等内容についてです。対象は20歳以上の町内在住者で、従来の紙媒体による記録方式から、ウォーキングアプリを活用した新しい方式へ変更いたします。参加者はスマートフォンにアプリをダウンロードし、日々の歩数を自動的に記録することができ、また、目標を達成された方に対しては、抽選でデジタルギフトを支給します。

(2) 活用財源は、奈良県健康増進事業費補助金を活用し、県2/3、町1/3の補助率となっております。

(3) 事業開始日は、令和8年4月1日から予定しております。

(4) 事業スケジュールについては、令和8年4月から8月にかけてアプリ導入の準備を行い、9月に広報紙、ホームページ等掲載により事業の周知を行い、10月に歩こう会を実施してまいります。その後、11月には目標達成者への抽選を実施し、デジタルギフトを付与する予定です。

以上、アプリを用いた歩こう会の実施についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長 次に、(12) 高齢者優待券及び外出支援タクシー券の交付方法変更について、理事者の報告を求めます。 大塚福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項(12) 高齢者優待券及び外出支援タクシー券の交付方法変更について、ご報告いたします。資料12をご覧ください。

斑鳩町高齢者優待券及び斑鳩町高齢者外出支援タクシー券につきまして、こ

れまでは、窓口での交付としておりましたものを、原則として郵送による交付に変更することで、交付を受ける高齢者の利便性の向上を図るものです。

新規・充実等の内容といたしましては、現在は、高齢者優待券の受け取りのために、ご本人または代理の方に窓口へご来庁いただいておりますが、令和8年度からは、前年度に交付を受けた優待券と同じ種類のものを、郵送で受け取ることに同意していただいた方を対象に、特定記録による郵送で交付することといたします。ただし、C I - C Aにつきましては、前年度に交付したカードを返還していただく必要があることから、引き続き窓口での交付といたします。事業開始は令和8年4月1日からとしております。

以上、高齢者優待券及び外出支援タクシー券の交付方法変更についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長 次に、(13) 高齢者補聴器購入費助成制度の充実について、理事者の報告を求めます。 大塚福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項(13) 高齢者補聴器購入費助成制度の充実について、ご報告いたします。資料13をご覧ください。

聴力機能の低下により日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、補聴器の装用を促進することにより、高齢者の社会参加及び地域交流を支援し、もって高齢者福祉の増進に資するため、補聴器を購入する者に対し、その費用の一部を助成しております高齢者補聴器購入費助成制度につきまして、対象条件にある聴力レベル及び医師の条件を緩和し、助成金額の引き上げを行うことで、ヒアリングフレイルの予防につなげ、制度の充実を図るものです。

新規・充実等の内容といたしましては、ひとつとして、対象となる聴力レベルのうち、両耳の聴力レベルの条件を、現行の両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満から、両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシ

ベル未滿に引き下げます。これにより、早期のうちから補聴器を装用し、認知症やヒアリングフレイルの予防につなげることができるものと考えております。

二つとして、助成金の交付を受けるための医師意見書を記載することができる医師につきまして、「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する都道府県知事が指定した医師」、すなわち、障害者手帳に係る診断書を作成することができる医師、こちらから、「耳鼻咽喉科の医師」に緩和します。これは、近隣では、この身体障害者福祉法第15条第1項に規定する都道府県知事が指定した医師、この医師ではないというような病院もあることから、通い慣れた病院で意見書記載ができるようにすることにより、申請者の負担軽減を図るものです。

三つとして、助成金額について、現在は、補聴器1台分の購入費用の2分の1で、2万円を上限としておりますが、この上限を「3万円」に引き上げます。事業開始日は、令和8年4月1日を予定しております。

以上、高齢者補聴器購入費助成制度の充実についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長 次に、(14)地域生活支援拠点等の運営(緊急時の受け入れ・対応)について、理事者の報告を求めます。 大塚福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項(14)地域生活支援拠点等の運営(緊急時の受け入れ・対応)について、ご報告いたします。資料14をご覧ください。

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備について、その機能のひとつである「緊急時の受け入れ・対応」を西和7町合同で委託により実施します。

新規・充実等の内容といたしましては、社会福祉法人在友会が上牧町内に新設予定のグループホーム内に、緊急時の受け入れが可能な居室を西和7町で1室確保するとともに、受入時の対応を委託するものです。

必要となります費用につきましては、まず、居室1室を確保いたしますので、家賃相当額といたしまして、受け入れがない場合でも月5万円が必要となり、こちらを7町で按分して負担いたします。また、緊急時の受け入れを行った場合には、対応していただくための人件費相当額が1時間3,000円となっております。予算としましては24時間分を見込んでおります。

活用財源といたしましては、補助率が、国1/2、県1/4以内の地域生活支援事業費等補助金を活用いたします。

事業開始日につきましては、令和8年4月1日を予定しておりますが、施設の竣工時期によりまして、開始時期が遅れる可能性があります。

以上、地域生活支援拠点等の運営（緊急時の受け入れ・対応）についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長 次に、(15)生駒市への可燃ごみの搬入について、理事者の報告を求めます。東浦環境対策課長。

環境対策課長 それでは、各課報告事項(15)生駒市への可燃ごみの搬入について、ご説明させていただきます。資料15をご覧くださいませでしょうか。

すでに本委員会でもご説明申しあげておりますが、斑鳩町一般廃棄物(可燃ごみ)につきましては、平成24年4月より民間業者に処理を委託してきたところでありますが、令和7年10月1日に生駒市と締結いたしました「一般廃棄物の処理に関する協定書」に基づき、令和8年4月より、生駒市清掃センターに可燃ごみを搬入し、処理を行うものであります。

まず、(1)事業概要であります。搬入場所といたしましては、生駒市俵

口町にごございます生駒市清掃センターであります。

次に、搬入期間といたしましては、令和8年4月1日から令和22年3月31日までの14年間となっております。

次に、搬入対象といたしましては、一般廃棄物のうち可燃ごみのみとなります。

次に、搬入経路といたしましては、白石畑にごございます斑鳩町ごみ積替え施設で、回収いたしました可燃ごみを運搬車両に積替え後、国道25号、国道168号を經由し、辻町インターチェンジから阪奈道路に入り、その後、信貴生駒スカイラインを利用し、生駒市清掃センターへ搬入いたします。

次に、搬入曜日としましては、月曜日から土曜日、搬入時間といたしましては、午前9時30分から午後3時30分としております。

次に、運搬車両としましては、最大積載量6tのプレス式パッカー車で、運搬については、運搬委託契約を締結する予定であります。

次に、受入にあたっての料金であります。

まず、1の維持管理であります。生駒市へは清掃センターの運営に係る費用を、ごみ量1tあたりの処理単価に換算した金額として、t当たり2万5,800円を実際の搬入量に応じ、毎月支払うこととなっております。

次に2.建設費であります。生駒市清掃センターにおいては、令和4年度から令和6年度の3年間に基幹的設備改修工事を実施され、この改修工事にかかりました費用を受入期間であります14年間の当町の搬入予定ごみ量で按分した年額として、1,707万7千円を建設費としてお支払いすることとなっております。

この建設費につきましては、今後の可燃ごみの搬入予定量から積算しておりますことから、5年毎に再算定することとなっております。

なお、昨年9月17日開催の本委員会におきまして、この建設費につきましては、年間1,705万9千円でご説明させていただいておりましたが、生駒市より金額の変更申出があり、1万8千円増の1,707万7千円に変更させていただいております。

以上、生駒市への可燃ごみの搬入についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長

次に、(16)戸別収集の全町実施について、理事者の報告を求めます。
東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、各課報告事項(16)戸別収集全町実施について、ご説明させていただきます。

資料16をご覧くださいませでしょうか。

令和7年4月より実施しております戸別収集モデル事業での課題等について整理を行い、その対策を講じた中で、家庭系可燃ごみと家庭系生ごみを対象とした戸別収集を全町的に実施してまいります。

事業開始予定日ではありますが、令和8年10月1日からの開始に向け、取り組んで参ります。

続いて、事業スケジュールではありますが、戸別収集モデル事業アンケート調査結果の公表ということで、町広報紙2月号お知らせ版にて、調査結果の概要を公表いたします。

その後は、現在、生ごみ分別回収モデル事業実施自治会の中で、生ごみ集積所設置基準を緩和し、生ごみ集積所の拡大が可能な自治会に対し、本年1月に案内通知しておりますが、その反応や集積所拡大による分別状況の確認、また、収集業者との効率的な収集方法の協議を進め、7月に戸別収集の全町実施について住民への周知を進めてまいりたいと考えております。

以上、戸別収集の全町実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長

他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、各課報告事項については終わります。
続きまして、3. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わりとします。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただき
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。
中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。
お疲れさまでした。

(午前9時54分 閉会)